

滋賀県営都市公園マネジメント基本方針（概要版）

～多様な主体と共に ^{とも はぐく} 育む、緑と賑わいあふれる湖国の都市公園～

■ 概要

滋賀県では、これまでから県、市町の役割分担のもと、地域や広域の公園を中心に整備を推進し、量の拡大と利用志向等に応じた質の充実に努めてきた。しかしながら、少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの弱体化といった社会情勢の変化、厳しい財政状況、また昭和50年代から集中的に整備してきた公園施設の老朽化や機能の陳腐化、多発する自然災害への対応など、都市公園を取り巻く状況は大きく変化している。一方、社会状況の変化を背景として都市公園に対するニーズが多様化しており、健康運動の場、ピワイチをはじめとする多様化するレクリエーションの拠点、災害発生時の防災拠点、カフェやイベント等の賑わいのための空間、地域の活動拠点など、都市公園に対する期待はさらに高まっている。

このような背景のもと、都市公園の質の向上や利用者の利便性向上等を目的として、2017年（H29年）6月に都市公園法が改正され、**公募設置管理制度（Park-PFI）と公園協議会制度が創設された**。これを受け、本県においては、滋賀県公園緑地検討協議会を設置し、県営都市公園の現状と課題を整理し、県営都市公園が果たすべき役割・機能について改めて検討を行い、施策の方向性を示すため、滋賀県営都市公園マネジメント基本方針としてまとめた。

■ 目的

本方針は、今後の概ね10年間を想定して、行政・県民・事業者等が、県営都市公園が担う役割とめざすべき基本的な方向性を共有し、だれもが自由に利用できる多様性に配慮したにぎわいと活力あふれる県営都市公園となることをめざす。

【配置図】



■ 課題

今後、滋賀県営都市公園のマネジメントを適正に行うにあたり、これまでの管理状況、都市公園を取り巻く社会状況等を踏まえた主な課題については、下記の事項が挙げられる。

課 題	
(1) 時代の趨勢に合わせた都市公園のあるべき姿の提示	都市政策上の課題や他の公園・緑地等との関係も意識しながら、マクロな視点で各県営都市公園の諸条件を精査し、改めて、各公園が果たすべき役割やあるべき姿を検討し、明確化することが必要である。
(2) 多様性・自由性の担保	社会が多様化・複雑化する中、だれもが自由に利用できる公共オープンスペースとして、都市公園の果たすべき役割が重要となっている。
(3) 地域活性化への貢献	公民連携による公共空間の活用等が、地域活性化の重要な方策として注目されており、都市公園においても、より積極的な連携や利活用による地域貢献をめざした仕組みづくりが必要である。
(4) 環境保全への貢献	生物多様性の確保や二酸化炭素の吸収、都市環境の改善等、都市公園においても環境保全に貢献する取り組みを充実させることが必要である。
(5) 災害への対応	台風や集中豪雨、地震等の災害被害を最小限に抑えるとともに、迅速な復旧を行うためのさらなる準備と対応を検討することが求められる。
(6) 厳しい財政状況への対応	厳しい財政状況の中、整備・管理の効率化や税財源以外の収入確保等、整備費・管理費をどのように捻出するかが課題である。
(7) 施設の老朽化への対応	予防保全の観点を踏まえながら、管理と修繕を計画的に実施していく必要がある。
(8) 高度化・複雑化する社会的要請等への対応	行政だけでなく、民間事業者やNPO、地域住民等の多様な主体が、それぞれの強み活かして参画・連携する仕組みをいかに構築するかが課題である。

■ 県営都市公園が担うべき役割・機能

県営都市公園においては、都市公園として求められる利用効果（公園緑地を利用する都市住民にもたらされる効果）と存在効果（公園緑地が存在することによって都市の機能、環境、構造にもたらされる効果）を十分に発揮し、**レクリエーション機能、地域振興機能、環境保全機能、防災機能**といった各種の機能を引き続き提供していくことが求められますが、役割分担の観点から、特に広域行政を担う地方公共団体である県が設置する都市公園の役割として、「**広域・都市・公共**」という3つの視点を重視する。

広域	広域行政を担う県が設置する公園として、基礎自治体である市町との役割分担を意識し、市町域または県域を越えた 広域的な役割 を重視する。
都市	都市計画区域内に設置される都市公園として、自然公園や福祉系施設との役割分担を意識し、都市環境保全や地域経済振興、地域コミュニティ育成といった 都市政策の推進に資する役割 を重視する。
公共	地方公共団体である県が設置する施設として、民間施設等との役割分担を意識し、民間事業者だけでは担うことが難しい環境や防災といった 公共性の高い課題の解決に対応する役割 を重視する。

(参考) 都市公園の機能



また、県営都市公園が抱える課題を踏まえ、県営都市公園として重視する役割・機能を以下のとおり示す。

<p>1. 利用の多様性が担保された公園</p> <p>公共的なオープンスペースとして、利用の多様性が担保された公園をめざす。多様な主体による多様な利用を調整する仕組みやルールを設け、公園の利用面と管理面の両面で適切なものとなるよう努める。利用ルールの設定にあたっては、利用の多様性や自由性に十分配慮し、ゾーニングを行う等、画一的な規制とならないよう注意する。</p> <p>また、高齢者や障がい者、子供等の社会的弱者が適切に利用できるよう、公園のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化やアクセス改善等、必要な再整備や利用者支援の取組を推進する。</p>
--

<p>2. 活力ある地域づくりに資する公園</p> <p>都市公園自体の魅力向上だけでなく、公園が立地する近隣地域や都市、県レベルにおいて、「社会・文化・経済」の3つの側面で活力のある地域づくりに寄与する公園をめざす。具体的には、各地域のまちづくりの方針等との整合に配慮した整備と、町内会やNPO、民間事業者による行事やイベント、ビジネスでの都市公園の利活用の促進、県外からの観光誘客が可能な魅力ある公園づくりと積極的な発信等を行い、地域における社会的・文化的・経済的な交流を生み出すことをめざす。</p>
--

<p>3. 環境との共生に資する公園</p> <p>地域におけるグリーンインフラ、特に動植物の生息域、活動域となるビオトープネットワークを構成する要素として、琵琶湖を中心とした滋養固有の生態系や環境を保全するための整備・管理を推進する。</p> <p>また、人と自然が交わる場所としての特徴を活かし、環境教育を中心としてESD（持続可能な発展のための教育）の場としても有効に活用できるような公園づくりをめざす。</p>
--

<p>4. 災害・危機に強い公園</p> <p>近年頻発化・激甚化する自然災害等に備え、予防保全により被害を軽減するとともに、被害が生じた場合には迅速な対応が可能となるよう、必要な体制づくり、仕組みづくりをめざす。</p> <p>また、有事の際には輸送拠点や避難場所等として適切に利活用がなされるよう公共インフラとしての機能を充実させるとともに、公園管理者、防災関係部局、地域住民等が連携して対応できるよう、危機管理体制の充実をめざす。</p>

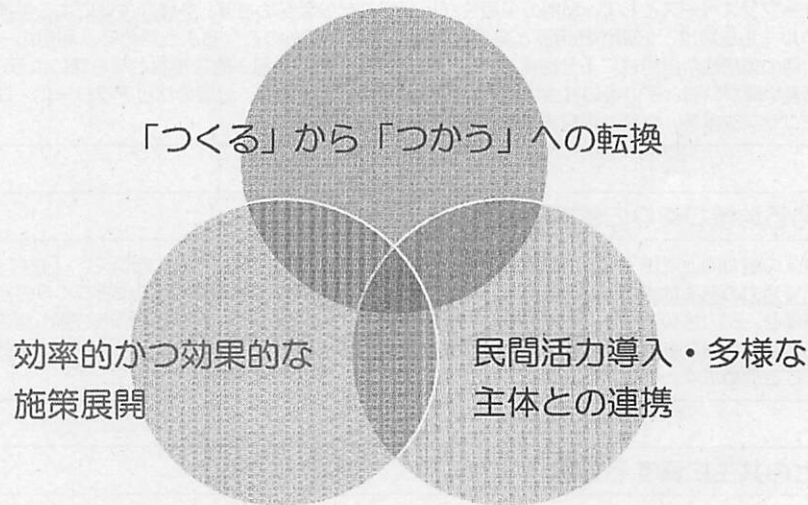
また、県営都市公園が画一的なものとならないよう、7つの県営都市公園ごとに、それぞれ担うべき役割や機能を示す。

【各県営都市公園が担うべき役割・機能】

公園名	役割・機能
湖岸緑地	琵琶湖生態系の保全・再生をめざし、広大なビオトープネットワークとしての役割を担う。また、「みどり」とみずへの将来ビジョン」で示された方針の下、県内外からの広域的な利用・活用も想定し、持続可能な賑わいに資する利用・活用の促進を図る場としての役割を担う。
尾花川公園	開設目的である琵琶湖遊覧船場と近隣住宅との緩衝帯としての機能のもと、近隣公園として概ね徒歩圏内の地域住民の利用ニーズに応える身近な都市公園としての役割を担う。
春日山公園	里山の自然環境や古墳群などの保全を行いながら、湖西地域の市街地と隣接した豊かな自然を活かした環境学習や里山保全活動の「実践の場」としての役割を担う。
びわこ文化公園	びわこ文化公園都市内および周辺の多数の文化・芸術・スポーツ施設、学術・教育研究機関、医療・福祉施設、各種企業、近隣住民や県内外からの広域的な利用者も含め、多様な主体が相互に交流し、新たなライフスタイルやイノベーションを創出する場としての役割を担う。
奥びわスポーツの森	湖北地域のスポーツ振興に資するとともに、琵琶湖をはじめとした豊かな自然環境を活かしたアウトドアアクティビティや観光誘客、環境教育等の場としての役割を担う。
びわこ地球市民の森	野洲川の廃川敷を利用して自然環境を再生するため、県民との協働による豊かな森づくりとして整備を進めてきた。今後は、県民との協働による森の維持管理に比重を移し、継続的な環境活動の「実践の場」「学びの場」としての役割を担う。
(仮称) 県営金亀公園	全県レベルでのスポーツ振興に資するとともに、彦根市街や彦根城、彦根市金亀公園に隣接する立地を活かし、観光や民間事業、イベント等、都市的な特徴ある利用を想定した役割を担う。

■ 県営都市公園の施策展開の方向性

現在の県営都市公園が抱える課題に対応し、よりよい県営都市公園を実現していくため、以下のとおり、今後の県営都市公園のマネジメントにかかる施策展開の方向性を示す。



I. 「つくる」から「つかう」への転換

都市公園の量的な不足は一定程度解消されてきていることから、今後は、「量から質へ」、「つくるからつかうへ」と比重を移す。

既存の各公園に求められる役割を意識し、都市公園の効果・機能が十分に果たされるよう質の高い管理を行い、加えて、都市公園の「使いこなし」を意識して、広報展開や規制の弾力的な運用等、利活用の促進のために必要な施策を実施する。

整備については、既存公園の再整備を主とすることとし、老朽化等に伴う更新改築の際には、時代の要請に即して、**質を高めるために必要な整備**を積極的に推進する。新規整備の実施は、単なる総量的な目標の達成ではなく、都市政策上の計画・方針との整合に配慮し、立地、機能、役割等を精査して、より効果的な整備を行う。

II. 効率的かつ効果的な施策展開

人員や財政上の制約がある中で、よりよい公園づくりを実現するために、効率的かつ効果的な整備、管理運営に努める。

整備にあたっては、ライフサイクルコストを意識し、施設規模の適正化や省エネ技術の導入等を図る。維持管理にあたっては、予防保全の観点から踏まえて計画的な維持修繕・更新を実施し、コストの縮減に努める。また、**行政以外のセクターから、人員・技術・資金面における協力や支援をいただけるような仕組みづくり**に努め、より効率的・効果的な施策展開をめざす。

III. 民間活力導入・多様な主体との連携

民間事業者等がもつノウハウや資金、迅速性・柔軟性といった強みを活かした公園整備・管理をめざす。具体的には、都市公園法等で規定される、**指定管理者制度・設置管理許可制度・公募設置管理制度（Park-PFI）等の制度の積極的な活用**を推進し、民間事業者等の参画を促進し、民間との連携による公園の活性化を推進する。

また、地域住民や利用者団体、ボランティア等も含めて幅広い主体を想定し、昨今の公民連携や市民協働のトレンドを踏まえ、**多様な主体の参画と連携**による都市公園づくりを推進する。